

陳 情 番 号	160
付託先委員会	総 務 文 教 委 員 会
審 査 結 果 等	

浜田市議会議長様

特定の市民だけがまちづくりに関する情報を受け取れない現状について、
 ルールの確認と是正を求める陳情

私は令和 7 年 6 月 2 日に、スポーツ振興課にまちづくりに関する情報の提供をうけるために電話しました。担当課長は翌日にして欲しいとのことだったので、6 月 3 日 13 時に約束をし、翌日電話をかけたところ、「市長名で文書をお届けしている。あなたの個別の求めには応じない」と書いてある。そのように市として決めているので電話を切らせてもらう。」という内容を言われ、私の質問をちゃんと確認せずに電話を一方向的に切られました。それはないでしょうと思い、かけ直しましたが、「今後議会と話し合うので、あなたには質問に答えたり話をしたりしない」「議員は三島さんの代表でもあるんですよね！代表じゃないんですか？」と怒鳴られて再度切られました。市長名の文書が思い出せず、調べると以下「」内の

「浜田市長 久保田 章市です。



このたびは、「市長直行便」を通じて、市政に対する貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

サン・ビレッジ浜田アイススケート場に関しては、三島様からは、既に陳情や請願を頂戴しております。

今後、このスケート場のあり方については、議会と議論し、方向性を出してまいります。

つきましては、今後、三島様からの個別の求めには応じませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。」(原文まま)

という内容のメールを令和 6 年 5 月にいただいていた。議会と議論して方向性を出されるのは当然ですが、だから市民に情報提供も説明もしなくてよいという意味に聞こえ、「つきましては」という接続が理解できない部分ではあります。

「求めには応じない」の意味がよく分からないので、6 月 5 日に再度担当課長に確認したところ、「サン・ビレッジ浜田に関する質問に対しては答えない。」「サン・ビレッジ浜田に関しては意見も聞かない。」「電話は切

って良い。」「開示請求は情報公開条例があるので対応する。」と言われました。なぜそうなるのかと訊くと、「サン・ビレッジ浜田に関する市の考え方は説明しつくしている。市の考え方を説明しても理解してもらえない。これ以上話せることはない。」という答えでした。

しかし市長名の文書をもらった後に担当課から開示された資料がいくつもあり、その中には初めて見る数字や内容もあります。事前にそれらの資料について説明を尽くすなどということは物理的に不可能です。「初めて見た内容やこれまでに一度もきちんと説明を受けていない疑問のある内容もいろいろとあるが、それについても説明してもらえないのか？」と尋ねると、「すべて丁寧に説明しつくしている。これ以上話すことはない。」と言われました。

浜田市議会では協働のまちづくり推進条例を議決して制定しています。その第4条に「市民等はまちづくりに参画し、意見を意見を述べる権利を有する。」「市民等はまちづくりに関する情報を知る権利を有する。」とあります。5条には「市民等は、基本理念にのっとり、まちづくりの主役であることを認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。」ともあります。6条には「市は、基本理念にのっとり、市民等がまちづくりについて自ら考え、参画することができるよう、必要とするまちづくりに関する情報を積極的に提供するものとする。」「2 市は、市民等にまちづくりについて分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応するものとする。」とあります。

担当課の説明では、これまで丁寧に説明した。資料も提供した。ということです。これは6条の2を満たしており、そこについて感謝しています。ですが、ある時まで6条2項を満たしていれば、その後4条、5条を妨げ、6条1項を守らなくて良いということにならないはずです。担当課長も6条1項を守っていないことについて肯定なさっています。

私が「市民等にあたらない」のであれば、このような対応をしても協働のまちづくり推進条例には抵触しないかもしれませんが、私は浜田市に住んでいる浜田市民です。これまでも議会にもいろいろと陳情を提出させていただいたり、市長直行便でもお願いや提案や資料を届けたりしてきました。これらは仕事でもなく、浜田市が今よりよくなるかもしれないと思って行ってきたことです。誰かにお願いや提案をする時、思いだけを言っても何の説得力もありません。事実やこれまでの経緯を知って、必要な資料も添えてお話をしなければ、ただわがままな思いをぶつけるだけになります。どのような材料をもとに市が何を決めたのか、何を決めようとしてい

るのかを知り、ここについてはこういう方法のほうがこういう理由で良いのではないかといった提案をするためにも情報が必要ですが、私という特定の市民に限って、情報を提供しないという決定をして、市長名で文書を送ってこられています。受け取った時に意味はよくわかりませんでした
が、今月に入り意味を知り、私一人だけが条例に定めのある知る権利を不当に侵害されています。ルールに外れたいじめと感じ、大きな苦痛を感じています。

ルールに照らして事務を処理するのが行政であり、ルールにない運用が許されるのであれば、ルールは形だけで意味のないものになってしまいます。協働のまちづくり推進条例に「特定の市民に対しては対象としないことができる」といった例外規定があるか」を確認したところ、まちづくり社会教育課、総務課は、例外規定はないと回答されました。

市が特定の市民に対し、権利を制限したり義務を課すことができるのはよほどの理由が必要なはずですし、「この条件を満たす場合に限ってはそれを行って良い」といったルールが必ずあります。課長であっても市長であってもそうした規定がないのに誰かだけを差別的な扱いをすることは許されないと考えます。私は迷惑防止条例にふれるようなこともしていなければ、市から警告を受けたこともありません。一生懸命市がよくなるように考えることが、このような形で不当に妨げられていることについて、議会が議決した条例に照らして違反していないのか、違反しているのであれば、特定の市民だけが情報が受け取れないようなことが今後起こらないように、執行部に働きかけて下さいます様、お願い申し上げます。

2025 年 6 月 6 日

浜田市国分町

三島 淳寛